

「大治中おやじの会」会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「大治中おやじの会」と称し、事務局を大治中学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、大治中学校生徒の父親をはじめとする地域の保護者が集い、子どもたちの健全な成長を願うことを基盤にした学校支援活動を行うことを目的とする。また、本会の活動を通して、地域全体で子どもを育てようとする気運の高揚及び親同士のつながりの強化を図る。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 学校教育活動及びPTA活動の支援を行う。
- 2 学校・地域・家庭教育について理解を深める。
- 3 会員相互の交流を深め、相互理解・親睦を深める。
- 4 その他、本会の目的を達成するために必要なことを行う。

(方針)

第4条 活動にあたっては次のことを方針とする。

- 1 無理なく、楽しく、長続きさせることを旨とする。
- 2 本会はボランティアによる活動を旨とする。
- 3 本会は、非営利的・非政治的・非宗教的な団体として活動する。

(会員)

第5条 本会は、次のいずれかに該当する会員で構成する。

- 1 本会の趣旨に賛同する大治中学校区在住の保護者。
- 2 大治中学校校長、教頭及び教職員有志。
- 3 大治中おやじの会の入退会については、別に定める。

(会費)

第6条 年会費等は別に定める。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 副 会 長 2名以内
- 3 事 務 局 若干名(内1名を事務局長とする)
- 4 会 計 2名以内
- 5 会計監査 2名以内
- 6 顧 問 若干名(会長退任者及び校長とする)

第8条 役員は、総会において出席者の過半数の同意をもって選出される。

第9条 役員の任期は、1年間とする。但し、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会を総理する。また、会の代表として、学校との連絡・調整及び他団体との渉外等にあたる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代理する。
- 3 事務局は本会の運営事務を行う。
- 4 会計は、本会の会計処理を行い会計報告を行う。
- 5 会計監査は、本会の会計処理の監査を行う。

(総会)

第11条 本会の総会は、年に1回(毎年5月またはその前後月)開催するものとし、会長がこれを召集し、役員の選出、年間の会計報告等を行う。尚、必要な場合は臨時総会を開催する。

本会則は、平成25年1月29日より施行する。
令和元年6月28日改訂
令和7年9月14日改訂

「大治中おやじの会」附則

1. 大治中おやじの会の入退会について

入退会は会長に届け出する。

在学中のお子さんが卒業された場合、おやじの会を退会することができる。ただし、本人が希望する場合は継続して加入することができる。

2. 年会費について

毎年総会開催時に出席者（委任状出席者含む）に於いて、半数以上の賛同を得てその年の年会費に関する全てを決定する。

令和元年6月28日より施行

令和7年9月14日より施行